第千四百九十二号

平成十六年

七月十二日

日

のとおり事業計画の変更を認可した。

平成十六年七月十二日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、

次

目 次

公

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について (二件)...... 土地区画整理組合の事業計画の変更認可......四七三 土地区画整理組合の定款の変更認可......四七三 四七三

公 告

• 土地区画整理組合の定款の変更認可

のとおり定款の変更を認可した。 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、 次

平成十六年七月十二日

山梨県知事 Щ

本 栄

彦

変更後の組合の名称

南アルプス市柿平土地区画整理組合

変更後の事務所の所在地

南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市役所内

Ξ 変更後の施行地区

南アルプス市大字小笠原字柿平及び字ーノ出しの各一部、 大字上宮地字牧野の一部

並びに大字桃園字西原の一部

兀 設立認可の年月日 平成四年六月三日

事業施行期間

五

平成四年度から平成十六年度まで

六 変更認可の年月日

平成十六年七月十二日

土地区画整理組合の事業計画の変更認可

Щ

梨 県

公

報

第千四百九十二号

平成十六年七月十二日

曜

月 変更後の組合の名称

南アルプス市柿平土地区画整理組合

_ 変更後の事務所の所在地

南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市役所内

Ξ 変更後の施行地区

並びに大字桃園字西原の 南アルプス市大字小笠原字柿平及び字ーノ出しの各一部、 部 大字上宮地字牧野の一部

兀 設立認可の年月日

平成四年六月三日

五 事業施行期間

平成四年度から平成十六年度まで

六 変更認可の年月日

平成十六年七月十二日

• 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

関する工事は、完了した。

平成十六年七月十二日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡田富町布施字村北二九、三〇の一、三一及び四九の区域

開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡田富町布施十四番地 樋口孝子

• 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、 完了した。

平成十六年七月十二日

山梨県知事

山 本 栄

彦

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

四七三

〇三七の二の区域 証崎市大草町下條西割字前新田一〇一七の四、一〇二四の一、一〇二四の五及び一

二 公共施設の種類、位置及び区域

道	公共施設の種類
路	の種類
次の図のとおり	位置及び区域

市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡北地域振興局建設部及び韮崎

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

韮崎市本町四丁目四番二三号 韮崎本町運送株式会社 代表取締役 山寺一雄

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成十六年七月十二日

山梨県知事 山 本 栄

彦

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

二 公共施設の種類、位置及び区域

公水道	公共施設の種類
次の図のとおり	位置及び区域

町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和

- 見き下丁を受けていると言うがにいる

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

発行者

Щ

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号

甲府市下石田二丁目十五番七号 株式会社テイジン 代表取締役 保坂貞仁

印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番